

適格消費者団体に対する情報提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消費者契約法（平成12年法律第61号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する適格消費者団体（以下「適格消費者団体」という。）に対する情報提供に関する事務処理について必要な事項を定める。

(提供する情報)

第2条 適格消費者団体に提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活相談に関する情報で、法施行規則（平成19年内閣府令第17号）第31条第1項第2号に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、県及び別記1の市町村（以下「市町村」という。）が独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）に提供した情報で、適格消費者団体が法第12条に規定する差止請求権（以下「差止請求権」という。）を適切に行使するために必要と認められるもの。
- (2) 前号に定めるもののほか、県が受けた消費生活相談に関し保有する情報のうち、適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要と認められるもの。ただし、当該情報に相談者等の個人情報を含む場合には、関係する個人の同意が得られた情報に限る。

(情報提供の請求)

第3条 情報の提供を受けようとする適格消費者団体は、県消費生活センター所長（以下「所長」という。）に、消費生活相談に関する情報提供申請書（様式第1号、以下「情報提供申請書」という。）を提出する。

(情報の提供)

第4条 所長は、情報提供申請書を受け付け、申請に相当の理由があると認めるときは、第2条第1号の情報を速やかに提供する。

2 所長は、前項により提供した情報に、市町村が国民生活センターに提供した情報が含まれる場合は、当該情報を提供した市町村に情報提供通知書（様式第2号）を速やかに送付する。

3 所長は、第2条第2号の情報の提供を求められた場合には、個人情報の保護に留意し、関係する個人の同意を得られた場合にのみ提供する。

(情報提供に付す条件)

第5条 所長は、情報提供に際しては、次の事項を条件とする。

- (1) 適格消費者団体は、提供された情報を差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外のために利用し、又は提供してはならないこと。
- (2) 適格消費者団体は、提供された情報の活用の結果を、情報の提供を受けた日から3ヶ月以内に書面により報告すること。
- (3) 適格消費者団体は、提供された情報を適正に管理し、個人情報の保護に留意すること。

(活用の結果報告)

第6条 所長は、前条に基づく適格消費者団体からの報告を受けたときは、提出された書面の写しを関係する市町村に送付する。

別記 1（第 2 条第 1 号関係）

奈良市
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
御所市
生駒市
香芝市
葛城市
平群町
三郷町
斑鳩町
安堵町
川西町
田原本町
上牧町
王寺町
広陵町
河合町

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 3 日から施行する。
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。
この要領は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。